

○かずさ水道広域連合企業団建設工事等契約事務取扱要綱

平成31年4月1日

告示第19号

改正 令和3年4月1日告示第9号

(目的)

第1条 この要綱は、かずさ水道広域連合企業団が発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工所用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）並びに物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事等に係る契約を除く。以下「物品等」という。）に係る契約事務の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、合理的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主務課長 建設工事等又は物品等の施行に関する事務を所掌するかずさ水道広域連合企業団組織規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第2号。以下「組織規程」という。）第2条に規定する課又は室の長をいう。
- (2) 主管課長 建設工事等又は物品等の契約に関する事務を所掌する組織規程第2条に規定する課又は室の長をいう。

(執行伺)

第3条 主務課長は、建設工事等又は物品等が発注しようとするときは、あらかじめ執行伺により所定の決裁を受けなければならない。

2 執行伺には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 予算科目及び予算額
- (3) 設計金額
- (4) 工期
- (5) 契約方法

3 前項において随意契約の方法により発注しようとする場合は、その理由及び該当する根拠法令を記載しなければならない。

(審査会)

第4条 広域連合企業長は、建設工事等又は物品等の指名競争入札を行う場合において、当該入札に参加できる者（以下「指名業者」という。）を決定しようとするときは、あらかじめかずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞かなければならない。指名業者の決定に先立ち、見積依頼業者を決定しようとする場合も同様とする。

2 広域連合企業長は、物品を購入する場合又は物品を借り入れる場合で、1件の予定金額がかずさ水道広域連合企業団財務規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第4項に定める額を超えるものについて、当該物品の機種を1又は数種に限定する必要がある場合は、あらかじめ審査会の意見を聞かなければならない。

3 広域連合企業長は、建設工事等又は物品等の契約において、1件の設計金額又は予定金額が財務規程第134条第4項に定める額を超えるものについて、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合は、あらかじめ審査会の意見を聞くものとする。ただし、事故又は災害等により緊急を要する場合は、この限りでない。

4 広域連合企業長は、建設工事等又は物品等の契約において、1件の設計金額又は予定金額が財務規程第134条第4項に定める額を超えるものについて、事前公募方式による随意契約の方法により契約を締結しようとする場合は、あらかじめ審査会の意見を聞くものとする。

(指名業者の推薦等)

第5条 主務課長は、前条の審査会の開催に際しては、あらかじめ指名業者選定調書（様式第1号（その1）及び様式第1号（その2））、見積依頼業者推薦書（様式第1号の2（その1）及び様式第1号の2（その2））、随意契約協議書（様式第2号（その1）及び様式第2号（その2））、事前公募方式による契約依頼書（かずさ水道広域連合企業団随意契約に伴う事前公募方式実施要領（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第17号）様式第1号）を作成し、経理課長に提出しなければならない。なお、建設工事に係る指名業者の推薦にあつては、指名業者選定調書のほか、建設工事指名業者選定理由（様式第3号）に所要事項を記載して併せて提出するものとする。

2 指名業者の選定は、第2条に規定する執行伺により決裁を受けた後でなければ、これを行うことができない。

3 見積依頼業者の推薦は、見積積算要領に定める見積依頼協議の決裁を受けた後でなければ、これを行うことができない。

4 指名業者の選定は、別に定める指名業者選定基準に基づいて行うものとする。見積依頼業者の推薦についても同様とする。

(指名業者等の決定)

第6条 指名業者等の決定は、審査会の会議結果に基づき、経理課長が広域連合企業長の決裁を受けることにより行うものとする。

2 経理課長は、指名業者等が決定したときは、当該決定に係る指名業者等の推薦書等、随意契約協議書又は事前公募方式による契約依頼書の写しを主務課長に送付するものとする。

(指名通知)

第7条 主管課長は、前条の規定により指名業者が決定されたときは、財務規程第133条に規定する事項について、様式第4号により指名業者に通知するものとする。

2 前項の指名通知に当たっては、あらかじめ主務課長に合議するものとする。

(現場説明等)

第8条 入札参加者を一堂に集めて行う現場説明(現場及び設計図書(仕様書、図面等をいう。))その他積算に必要な事項の説明をいう。以下同じ。)は、原則として行わないものとする。ただし、特に必要と認められるときは、この限りではない。

2 現場説明を行わない場合は、適宜設計図書及び現場等に関する特記事項その他積算に必要な事項等を記載した現場説明書を作成して設計図書に添付することによりこれに代えるものとする。なお、現場説明を行う場合は、主務課長が個別に行うものとする。

3 主管課長は、入札参加者に対し契約条件その他別に定める入札約款及び契約書案を提示しなければならない。

(入札の執行)

第9条 入札は、主管課長又は主管課長が指名する職員が執行するものとする。

2 入札は、別に定める入札約款に基づいて行わなければならない。

3 主管課長は、入札を行う場合においては、必要に応じて主務課長又は主務課長が指名する職員(以下「立会人」という。)を当該入札に立ち合わせるものとする。

4 入札結果は、開札調書(様式第5号(その1)及び様式第5号(その2))に記載して整理しなければならない。

(開札の方法)

第10条 前条第1項の規定により入札を執行する者（以下「入札の執行者」という。）は、開札に当たっては落札者及びその金額を読み上げなければならない。ただし、電子入札の場合は電子調達システムにより通知するものとする。

2 入札の執行者は、再度入札を行う場合においては、前入札における最低入札金額を読み上げなければならない。

(入札不調に伴う措置)

第11条 再度入札の結果においても落札者がいないときは、入札の執行者は、立会人の意見を聞き、最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは、他の入札者のうちの最低入札者）から見積りを徴することができるものとする。ただし、最低札の金額と予定価格の差が大きい等のため、入札の執行者が見積りを徴することが適切でないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約の相手方が決定しないときは、主管課長は主務課長と協議し、設計内容等を検討の上、指名替え又は設計変更等再び入札に付するための必要な措置を講ずるものとする。

(予定価格)

第12条 予定価格は、様式第6号により、広域連合企業長並びに事務局長及び主管課長がかずさ水道広域連合企業団処務規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第3号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する区分により作成するものとする。

2 前項の規定により作成した予定価格調書は、予定価格又は第14条の最低制限価格の開札まで閉封して保管しなければならない。

(見積期間)

第13条 建設工事等の見積期間は次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 予定価格が500万円未満の建設工事等については、1日以上
- (2) 予定価格が500万円以上、5,000万円未満の建設工事等については、10日以上
- (3) 予定価格が5,000万円以上の建設工事等については、15日以上

2 見積期間の起算日は、設計図書等の閲覧、貸出又は交付を開始した日（現場説明会を行う場合においては、当該現場説明会の開催日）とし、前項の見積期間には、起算日を含めないもの

とする。

3 見積期間は、原則として、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日が日曜日にあたる時はその翌日）並びに一般に夏期及び年末・年始の休暇にあたる期間を除いた期間とする。

（最低制限価格）

第14条 建設工事及び製造の請負並びに建設工事に係る測量及びコンサルタント業務委託に係る入札において、設計金額が1,000万円以上の場合は最低制限価格を設けることができるものとする。

なお、建設工事の場合の最低制限価格は、第1号に定める額とする。ただし、その額が第2号に定める額を超える場合にあっては第2号に定める額とし、第3号に定める額に満たない場合にあっては第3号に定める額とする。

(1) 次に掲げる額の合計額（算出された合計額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格（税抜）」という。）に100分の92を乗じて得た額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。

(3) 予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。

(4) 第1号に規定する算定項目に含まれる費目は、次に定めるとおりとする。

算定項目	費目
直接工事費	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費 等
共通仮設費	共通仮設費、間接労務費 等
現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費 等
一般管理費等	一般管理費 等

2 設計金額が1,000万円未満の建設工事の請負に係る入札において最低制限価格を設ける

場合の当該価格は、前項の算定方法を準用するものとする。

3 前2項の規程にかかわらず、建設工事の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、第1項第2号に定める額から第1項第3号に定める額の範囲内で最低制限価格を定めることができるものとする。

4 製造の請負に係る入札において、設計金額が1,000万円以上の場合は、予定価格の100分の80に相当する額（算出された額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）の最低制限価格を設けることができるものとする。ただし、契約の履行に関し特に必要がないと認められる場合は、この限りではない。

5 工事関連業務委託のうち、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量・コンサル」という。）に係る入札において、設計金額が1,000万円以上の場合は最低制限価格を設けることができるものとする。この場合の最低制限価格は、第1号に定める額とする。ただし、その額が第2号に定める額を超える場合にあっては第2号に定める額とし、第3号に定める額に満たない場合にあっては第3号に定める額とする。

(1) 下表に掲げる額の合計額（算出された合計額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費 100%	測量調査費 100%	諸経費 48%	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費 100%	特別経費 100%	技術料等経費 60%	諸経費 60%
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費 100%	直接経費 100%	その他原価 90%	一般管理費等 48%
地質調査業務	直接調査費 100%	間接調査費 90%	解析等調査業務費 80%	諸経費 48%
補償関係コンサルタント業務	直接人件費 100%	直接経費 100%	その他原価 90%	一般管理費等 45%

(2) 予定価格（税抜）に100分の80（地質調査については100分の85、測量について

は100分の82)を乗じて得た額(算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。

- (3) 予定価格(税抜)に100分の60(地質調査については100分の66.6)を乗じて得た額(算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。

(契約書添付書類)

第15条 建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託並びに役務の提供に係る工事又は業務に着手したときは、受注者に遅滞なく着手届等を提出させるものとする。

- 2 前項の規定について、予定価格が財務規程第134条第4項に規定する額を超えない契約は、この限りでない。

(随意契約による場合の準用規定)

第16条 第7条から第12条まで及び第15条の規定は、随意契約の場合に準用する。

(契約の締結及び通知)

第17条 入札又は見積りにより契約の相手方が決定したときは、主管課長は、所定の決裁を受けて速やかに契約を締結しなければならない。

(契約不適合責任期間)

第18条 建設工事等及び物品等の請負契約における目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任(次項において「契約不適合責任」という。)を負うべき期間は、2年とする。ただし、設備機器本体等については、1年とする。

- 2 工事の種類、性質等により、契約不適合責任を負うべき期間が前項の規定によることが適切でない認められるときは、別に定めることができるものとする。

(追加工事等の契約)

第19条 契約を締結し、受注者が既に施行中の建設工事等又は物品等に係る契約(以下「当初契約」という。)について、新たな建設工事等又は物品等(以下「追加工事等」という。)を契約変更により追加させることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 追加して発注しようとする追加工事等の設計を当初契約の設計と分離して行うことが不相当であるとき。
- (2) 追加工事等に係る設計金額が当初契約の設計金額に比して極めて僅かであるとき。
- (3) その他契約変更により行うことが特に必要であると認められるとき。

2 前項各号に定める場合を除き、追加工事等に係る契約の締結は、当初契約と別途に行うものとする。

(設計内容等の変更)

第20条 主務課長は、設計内容、工期の延長等の変更をしようとするときは、あらかじめ所定の決裁を受けなければならない。

2 主管課長は、前項の決裁後、速やかに設計内容、工期の延長等に関する変更契約を締結するものとする。

(変更契約の締結及び通知)

第21条 建設工事等又は物品等の請負契約に係る変更契約は、所定の決裁を受けた後、様式第7号(その1)及び様式第7号(その2)により行うものとする。

(契約台帳の整備)

第22条 主管課長は、所管する建設工事等及び物品等の契約状況を把握するため、契約台帳を整備しておかなければならない。

(事故報告)

第23条 主務課長は、その所管する建設工事等及び物品等について契約の履行及び工事の施工に関し事故が発生したときは、工事事務等に関する報告書(様式第8号)により速やかに主管課長を経由して広域連合企業長に報告しなければならない。

(秘密の遵守)

第24条 建設工事等及び物品等の契約事務及び施行等に関する事務に携わる者は、業者の指名及び予定価格等に関し、職務上知り得た秘密を守らなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札制度等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第9号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(その1)(第5条第1項)

指 名 業 者 選 定 調 書							
審査会開催日 年 月 日							
主 務 課 名							
工 事 名 等							
工 事 番 号	工 事 (納 入) 場 所						
予 算 額	円	予 算 科 目	(目) (節)				
工事設計(購入予定)額	円	工 事 (納 入) 日 数	年 月 ~ 年 月				
財 源 区 分	1 国 補 2 県 補 3 自 己 財 源 4 出 資 金 5 そ の 他 ()						
選 定 対 象 業 種 等	業 種	大 分 類	中 分 類	設計額対応格付※			
概 要							
登録番号	業者名	地 域 区 分	所 在 地	指 名 回 数 (回)※	受 注 実 績 (件)※	手 持 工 事 数 (件)※	格 付 ※

注) 1 財源区分は、該当する番号に○印を付すこと。

2 ※印欄は、建設工事の場合のみ記入すること。

3 業者の記載は、地域区分(①市内・②準市内・③県内・④県外)ごとの五十音順とする。

別記

様式第1号(その2)(第5条第1項)

指名業者選定調書							
審査会開催日 年 月 日							
主 務 課 名							
委 託 名							
委 託 番 号	委託業務場所						
予 算 額	円	予 算 科 目	(目) (節)				
委 託 設 計 額	円	履 行 期 間	年 月～ 年 月				
財 源 区 分	1 国 補 2 県 補 3 自己財源 4 出資金 5 その他 ()						
選 定 対 象 業 種 等	業 種	大 分 類	中 分 類	設計額対応格付※			
概 要							
登録番号	業者名	地 域 区 分	所在地	指 名 回 数 (回)※	受 注 実 績 (件)※	手 持 工 事 数 (件)※	格 付 ※

注) 1 財源区分は、該当する番号に○印を付すこと。

2 ※印欄は、建設工事の場合のみ記入すること。

3 業者の記載は、地域区分(①市内・②準市内・③県内・④県外)ごとの五十音順とする。

様式第2号(第5条第1項)
 (その1)工事用

随 意 契 約 協 議 書

		審査会開催日	年 月 日	
主 務 課 名				
工 事 番 号	工 事 名			
工 事 場 所			工期	年 月～ 年 月
予 算 金 額	円		工種	
基 準 等 級	等級			
工 事 の 概 要				
既 発 注 工 事 との関係				
発注予定業者	商号又は名称		地域区分	所在地(市町村名)
				電話・FAX番号 ()
	等級	客観点数		
随 意 契 約 理 由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 号該当			
備 考				

- この様式は、工事を随意契約により執行する場合に使用する。
- 地域区分は「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」の別を記入する。
- 電話番号及びFAX番号は氏名通知先のを記入すること。なお、指名通知先が本店以外の場合は、当該支店等の所在地(市町村名)を上段()内に併記すること。

様式第2号(第5条第1項)
(その2)その他用

随 意 契 約 協 議 書

		審査会開催日	年 月 日	
主 務 課 名				
委 託 番 号 等		件 名		
場 所			履行期間 又は期限	年 月～ 年 月
予 算 金 額		円	種別	測量等・資材・物品・委託
業務等の概要				
既発注業務等 との関係				
発注予定業者	商号又は名称	地域区分	所在地(市町村名)	電話・FAX番号
				()
随意契約理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 号該当			
備考				

- 1 この様式は、業務委託、物品購入等を随意契約により執行する場合に使用する。
- 2 地域区分は「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」の別を記入する。
- 3 電話番号及びFAX番号は氏名通知先のを記入すること。なお、指名通知先が本店以外の場合は、当該支店等の所在地(市町村名)を上段()内に併記すること。

様式第3号

建設工事指名業者選定理由（指名競争入札）

- 1 発注担当部署名 _____
- 2 指名審査会開催年月日 _____
- 3 工事の名称 _____
- 4 工事の場所 _____
- 5 入札年月日 _____

指名業者選定基準	評価項目	評価
(1) 等級別発注基準		
(2) 発注基準に対する特例		
(3) 指名業者数		
(4) 選定上の留意事項		
① 工事成績		
② 当該工事に対する地理的条件		
③ 手持ち工事の状況		
④ 当該工事施工についての技術的適性		
⑤ 安全管理の状況		
⑥ 労働福祉の状況		
⑦ その他		

(指名理由の公表様式の記載方法)

1 評価項目の記入方法

指名業者の選定に当たり、建設工事等指名業者選定基準(以下「選定基準」という。)により評価した項目について、評価項目の欄に○印を付けること。

なお、(1)又は(2)及び(3)については必ず○印を付けることとし、(4)については特に留意した事項に○印を付けること。

2 評価欄の記入方法(評価項目欄に○印を付けた項目について記入する。)

(1) 選定基準第2条に定める等級別発注基準のとおり指名業者を選定した場合、その業者の等級を記入すること。

(2) 選定基準第3条第1項又は第3項等の特例を適用した場合、その業者の等級及び基準等級を記入すること。

(3) 選定基準第5条の規定により選定した発注金額等に応じた指名業者数及び基準業者数を記入すること。

(4) 留意事項の記入方法の例示

①工事成績が特に優良等として選定した場合

(例)工事成績が優良、優良工事の表彰者 等

②特に地理的条件を考慮して選定した場合

(例)管内業者、本店又は支店の所在地が管内、管内業者及び隣接県内業者、県内業者、本店又は支店の所在地が県内 等

③手持ち工事又は指名回数の少ない業者を指名した場合

(例)受注状況を勘案、指名状況を勘案 等

④特に技術的適性を考慮して選定した場合

(例)同種工事又は類似工事の施工実績があること、当該機器の自社製作が可能なこと、当該工事と同程度の施工管理・品質管理等の技術水準が必要な施工実績があること、当該工事と同等と認められる作業条件下での施工実績があること、管理技術者・主任技術者の配置可能なこと 等

⑤安全管理の状況が特に優良として選定した場合

(例)安全管理の状況が優良 等

⑥労働福祉の状況が特に優良として選定した場合

(例)労働福祉の状況が優良 等

⑦上記以外の事項(経営事項、経営状況、機会均等、営業実績等)を考慮して選定した場合は、その旨を記入すること。

様式第4号(第7条第1項)

年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

印

入札執行について(通知)

下記により入札を行いますので、希望があれば参加されるよう通知します。

記

- 1 工事等の件名 ○○○○○○○○工事
- 2 工事等の場所 ○○市○○○○○○○○○
- 3 入札約款、契約条項を示す場所及び日時
 - (1)場 所 木更津市○○○○○○○○
かずさ水道広域連合企業団 経理課 契約班
 - (2)縦 覧 期 間 ○○○年○月○日から○○○年○月○日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (3)縦 覧 時 間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)
- 4 入札・開札の場所及び日時
 - (1)場 所 木更津市○○○○○○○○
かずさ水道広域連合企業団 ○○○○
 - (2)日 時 ○○○年○月○日 午前・午後○時○分
- 5 入札保証金 免除
- 6 入札予定価格 ○○○○○○○○円(税込み)・事後公表・非公表
- 7 最低制限価格 設定あり・設定なし
- 8 入 札 回 数 1回のみ・2回まで
- 9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除き、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

- 10 契約条件等
 - (1)履行期間(期限) ○○○年○月○日から○○○年○月○日まで(又は○○○年○月○日)
 - (2)契 約 保 証 金 契約代金の100分の10以上の額・免除
 - (3)支 払 条 件 前 払 金 有(契約代金の○%以内)・無
中間前払金 有(契約代金の○%以内)・無
部 分 払 有(出来形の10分の○)・無
- ※(4)そ の 他 建設リサイクル法の対象工事(対象工事の場合)

11※設計図書の貸出(紙ベースによる場合)

設計図書(設計書、図面及び仕様書)の貸出を希望する者には次により貸与しますので、契約担当者に申し込んでください。

なお、希望者ごとの貸出期間は、原則として貸出日を含めて2日間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内とし、希望者が多数の場合は、希望等を考慮して貸出日時を指定します。

- (1)申込期限 ○○○年○月○日
- (2)貸出期間 ○○○年○月○日から○○○年○月○日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3)貸出時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

11※設計図書の貸出(CD-Rによる場合)

入札参加者には、設計図書(設計書、図面及び仕様書)をCD-Rにより貸与しますので、入札日に返却してください。

12 設計図書等に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次により書面で提出(ファクシミリも可)してください。なお、契約書案及び入札約款に対する質問は、契約担当部署で随時電話等により受け付けます。

(1)提出期限 ○○○年○月○日午後5時まで

(2)提出先 かずさ水道広域連合企業団 ○○○○

電話○○○○(○○)○○○○

FAX○○○○(○○)○○○○

(3)回答日 ○○○年○月○日までに書面(ファクシミリ)で回答します。

13 入札に関する注意事項

入札は、縦覧中の入札約款に定めるところにより執行しますので、その執行要領と入札手続きに関する注意事項等を記載した別添「入札の心得」を熟覧の上、入札に参加してください。

なお、入札に際しては、特に次の事項に留意してください。

(1)入札者は、提出すべき書類及び自己の印鑑を必ず持参してください。

(2)提出書類(入札書・委任状・誓約書・入札金額積算内訳書・配置予定技術者届)は、本通知書に添付した様式で提出してください。

(3)上記の提出書類に記載する件名及び場所(工事にあって「工事名」及び「工事場所」、業務委託にあっては「委託業務名」及び「業務委託場所」、物品購入その他にあっては「件名」及び「場所」)は、この通知書の「1及び2」の記載に従い記入し、また、あて名は、本通知書の発信人氏名を記入して提出してください。

なお、これらの書類に記載誤り等の不備がある場合は、入札が無効となる場合がありますので、十分注意してください。

(4)無効となる入札の取扱いについては、「入札の心得」の該当項目を御覧ください。

(5)入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札約款に定める入札辞退届を郵送又は持参により提出してください。

〒○○○—○○○○

木更津市○○○○○○○○

問い合わせ先 かずさ水道広域連合企業団 経理課

担当者 契約班 ○○○○

電話○○○○(○○)○○○○

FAX○○○○(○○)○○○○

備考

1 ※印項目は、追加又は選択して使用すること。なお、項目中の選択事項については、非該当事項に削除線を引いて該当事項を表示すること。

2 入札参加者を一堂に集めて現場説明を行う場合は、3の(4)に現場説明の項目を追加し、場所及び日時を付記すること。

3 6の入札予定価格は、入札予定価格の事前公表対象工事(入札に付するすべての工事が該当)の場合に税込み金額を記入し、その他の場合は「非公表」とすること。

4 8の入札回数は、入札予定価格の事前公表対象工事の場合は「1回のみ」、その他の場合は「2回まで」とすること。

5 10の(1)の履行期間(期限)は、工期、委託業務の履行期間又は履行期限、物品の納入期限等を記載すること。

また、(2)の契約保証金は、工事又は製造の請負契約の場合は「契約代金の100分の10以上の額」、その他の契約の場合は「免除」とすること。

6 11の設計図書の貸出をCD-Rにより行う場合は、縦覧時に本指名通知書、入札書等の提出書類及び入札の心得とともに配付すること。

7 13の(2)の()内に記載する提出書類については、不要なものを削除線を引いて削除すること。なお、入札金額積算内訳書はすべての工事について、配置予定技術者届は入札予定価格(税込み)が3千5百万円を超える工事について提出するものであること。

(FAX送信用)

入 札 連 絡 票

(発信日：○○○年○月○日)

宛 先	(株)○○○○○○○ ○○支店 様
発 信 者	木更津市○○○○○○○○○ かずさ水道広域連合企業団 経理課 TEL ○○○○(○○)○○○○ (契約担当者)契約班 ○ ○ FAX ○○○○(○○)○○○○
送付枚数	2枚(本紙を含む。)
(連絡事項)	○○—○○ ○○○○○○○○ の指名競争入札を別添の指名通知書(抜粋)に定めるところにより行いますので、お知らせします。 ※正式な指名通知書及び提出書類等は、縦覧の際に上記場所にてお渡します。 ※貴社の縦覧時間は、(午前9時から正午まで・午後1時から午後4時まで)と指定しましたので、指定時間内にお越しく下さい。 なお、本票を受信された場合は、下欄の「受信確認書」に所要事項を記入し、速やかに返信してください。

受 信 確 認 書

確かに入札連絡票及び指名通知書(連絡用抜粋)を受信しました。			
受信年月日			
会 社 名		受信者所属氏名	

備考

- 1 電話による入札連絡は間違いが生じやすいので、入札連絡は、原則としてFAX送信によるものとする。
- 2 入札連絡票に添付する指名通知書(抜粋)は、記の1から11(設計図書の貸出)までの項目の記載があるものを添付すること。

様式第6号(第12条第1項)

予 定 価 格 調 書

年 月 日

契約の種類	
工事等名	
工事等の場所	
設計金額等	消費税及び地方消費税抜きの設計金額等 消費税及び地方消費税相当額

上記の入札(見積)に係る予定価格を、次のとおり定める。

予定価格

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札書比較価格(消費税及び地方消費税抜きの予定価格)

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

最低制限価格

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札書比較価格(消費税及び地方消費税抜きの最低制限価格)

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

調査基準価格

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札書比較価格(消費税及び地方消費税抜きの調査基準価格)

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

作成者 職 氏名 印

備考 この様式によりがたいものについては、この様式に準じて作成することができる。

様式第7号(第21条)

(その1)工事用

建設工事請負変更契約書

工 事 名		
工 事 場 所		
変 更 事 項	工事内容	別添設計図書のとおり
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	請負代金の増減額	増・減 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	部 分 払	
	そ の 他	
契約保証金		

年 月 日発注者君津広域水道企業団と受注者 との間に締結した請負契約の内容の一部を上記のとおり変更し、その証としてこの契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を原契約書とともに保有する。

年 月 日

住 所
発注者
氏 名 印

住 所
受注者
氏 名 印

様式第7号(第21条)

(その2)その他用

業 務 委 託 変 更 契 約 書

件 名	第 号	
場 所		
変 更 事 項	委 託 内 容	別添設計図書のとおり
	履行期間又は履行期限	年 月 日から 年 月 日まで
	業務委託料の増減額	増・減 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	部 分 払	
	そ の 他	
契 約 保 証 金		

年 月 日発注者君津広域水道企業団と受注者 との間に締結した委託契約の内容の一部を上記のとおり変更し、その証としてこの契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を原契約書とともに保有する。

年 月 日

住 所
発注者
氏 名 印

住 所
受注者
氏 名 印

様式第8号(第23条)

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

(主務課長職氏名) 印

工事事務等に関する報告書

受注者の 商号又は名称		
代表者の氏名		
本社又は 営業所所在地		
工 事 名		
工事事務等の 内 容	日 時	
	場 所	
	状 況	
	発生原因	
	対 策	
	そ の 他	